

異動届出書の記載要領等

- 1 この届出書は、法人（国及び地方公共団体の特別会計、法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者である個人を含みます。以下同じです。）が事業年度等の変更、納税地の異動、資本金の額等の異動、商号又は名称の変更、代表者の変更、事業目的の変更、法人の合併、法人の分割による事業の譲渡若しくは譲受け、法人区分の変更、法人の解散（信託の終了を含みます。）・清算終了、支店・工場等の異動等をした場合に、これを所轄の税務署長に届け出るときに使用してください。

なお、表題の「（□法人税 □消費税）」には、届け出る税目の□にレ印を付してください。

※ 「法人の消費税異動届出書（第11号様式）」に係る異動事項又は「適格請求書発行事業者登録簿の登載事項変更届出書」に係る変更事項について、この届出書の「消費税」の□にレ印を付して提出した場合は、重ねて「法人の消費税異動届出書（第11号様式）」又は「適格請求書発行事業者登録簿の登載事項変更届出書」を提出する必要はありません。

- 2 この届出書は、異動のあった法人の納税地の所轄税務署長（納税地の異動があった場合には、異動前の納税地の所轄税務署長）に1通（調査課所管法人にあつては2通）提出してください。

- 3 各欄は、次により記載してください。

- (1) 「提出区分」欄は、通算親法人、通算親法人となる法人、通算子法人又は通算子法人となる法人がこの届出書を提出する場合にレ印を付してください。
- (2) 提出法人が外国法人である場合には、「本店又は主たる事務所の所在地」欄は国外の本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。
- (3) 法人の合併等に係る異動の場合は、「異動事項等」の各欄は、次の記載事項により記載してください。

イ 本店又は主たる事務所の所在地の異動の場合

異 動 事 項 等	異 動 前	異 動 後	異動年月日 (登記年月日)
本店又は主たる事務所の所在地	〇〇〇 △△△ □□	△△△ □□□ 〇〇	04・〇・〇
	異動内容を記載		(転出)法務局の本店 移転登記の日を記載

ロ 吸収合併の場合（被合併法人）

異 動 事 項 等	異 動 前	異 動 後	異動年月日 (登記年月日)
吸 収 合 併	被合併法人（株） （▲▲市□□町）	合併法人（株） （△△市××町）	（合併期日） 04・〇・〇
	被合併法人の名称及び 本店所在地(合併前)を記載	合併法人の名称及び 本店所在地を記載	合併契約書において合併の 効力発生日と定めた日を記載

(注) 1 通算子法人が合併等で通算親法人との間に通算完全支配関係を有しなくなった場合は、通算親法人は、別途「通算完全支配関係等を有しなくなった旨を記載した書類」を提出してください。

2 消費税の課税事業者である法人が合併により消滅した場合、その合併法人は「合併による法人の消滅届出書（第8号様式）」を被合併法人の納税地の所轄税務署長に提出してください。

- (4) 普通法人に該当していた一般社団法人若しくは一般財団法人が公益法人等に該当することとなった場合又は公益法人等に該当していた一般社団法人若しくは一般財団法人が普通法人に該当することとなった場合等、法人の区分に変更があった場合は、「異動事項等」欄に「法人区分の変更」と記載の上、右側の各欄にそれぞれ異動前、異動後の法人区分等を記載してください。なお、公益法人等に該当することとなった場合には「(その他参考となるべき事項)」欄に収益事業の有無を併せて記載してください。

(注) 法人区分は、一般社団法人又は一般財団法人のうち、①公益認定を受けているものを「公益認定法人」、②法人税法上の非営利型法人に該当しているものを「非営利型法人」、①及び②以外のものを「普通法人」としてください。

- (5) 「所轄税務署」欄には、納税地を異動した場合のみ記載してください。

- (6) 「納税地等を変更した場合」欄には、給与支払事務所等の移転の有無について、該当する□にレ印を付してください。

なお、給与支払事務所等の移転がなく、名称等に変更があった場合には、「無（名称等変更有）」にレ印を付してください。

(注) 「有」及び「無（名称等変更有）」の場合は、「給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書」の提出も必要です。

- (7) 「合併、分割の場合」欄には、該当する□にレ印を付してください。

なお、分割の場合には、分割型分割、分社型分割の区分のほか、適格分割に該当するかどうかの区分も□にレ印を付してください。

また、信託の併合は合併とみなされるので、適格合併、非適格合併のいずれかの□にレ印を付してください。

(注) 信託の分割は、分割型分割に含まれるものとされています。

- (8) 「税理士署名」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。

- (9) 「※」欄は、記載しないでください。

- 4 異動事項の内容確認のため、定款等の写しを確認させていただく場合があります。

- 5 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人等の名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。なお、受託者が個人である場合には「代表者氏名」及び「代表者住所」をそれぞれ「氏名」及び「住所」と読み替えて記載してください。